

役員等の費用の弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 慈風会（以下「法人」という。）の役員等の費用の弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(役 員)

第2条 本規程の役員等の範囲は、定款に規程する、次に掲げるものをいう。

- 一 評議員
- 二 理事
- 三 監事
- 四 評議員選任・解任委員

(報酬及び旅費日当)

第3条 この法人の役員報酬は、勤務実態に即して支給する。

- 2 前項の報酬は法人の定める就業規則、給与規程等関係規程を準用する。

(役員会議等旅費日当)

第4条 この法人が定款で定めた評議員会、理事会、監事による監査及び評議員選任・解任委員会を実施した場合の旅費は、別表のとおりとする。

- 2 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(改 正)

第5条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

付 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

第4条関係

旅費会議等開催場所が施設内の場合（1会議等につき） 5,000円

施設以外の場合（1会議等につき） その都度決める

ただし、同一の日時に開催した会議等については1回として支給する。